

第39期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

株式の状況

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制整備
に関する基本方針及び当該体制の運用
状況

会社の支配に関する基本方針

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

第39期（2024年4月1日～2025年3月31日）

ワタミ株式会社

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	100,000,000株
	第1種優先株式	50,000,000株
	A種優先株式	120株

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式100,000,000株、第1種優先株式50,000,000株、A種優先株式120株であり、合計では150,000,120株となりますが、発行可能株式総数は、100,000,000株とする旨を定款に規定しております。

② 発行済株式の総数	普通株式	42,684,880株
		(自己株式2,618,843株)
	第1種優先株式	－株
	A種優先株式	120株

③ 株主数	普通株式	53,947名
		(前期比248名減)
	第1種優先株式	－名
	A種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社アレター	9,760千株	24.36%
サントリー株式会社	5,421千株	13.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,912千株	7.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,935千株	4.83%
株式会社横浜銀行	645千株	1.61%
ワタミ従業員持株会	500千株	1.24%
損害保険ジャパン株式会社	440千株	1.09%
極洋商事株式会社	400千株	0.99%
明治安田生命保険相互会社	384千株	0.95%
株式会社みずほ銀行	379千株	0.94%

(注) 1.持株比率は自己株式(2,618,843株)を控除して計算しております。

2.2024年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である2社が2024年6月28日現在で2,687千株（株券等保有割合6.30%）の株式を保有している旨の記載がされているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株

主には含めておりません。

- ⑤ その他株式に関する重要事項
該当事項はありません。

- ⑥ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の
状況
該当事項はありません。

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2(1)④イ.当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の重要事項
該当事項はありません。

(3) 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ. 全社員が定期的を実施される研修会等において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ. 執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査規程及び内部監査計画に基づき監査を行うこととする。

エ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会が選定した監査等委員である取締役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告することとする。

オ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、「ワタミヘルプライン」を設け、グループ社内通報規程に基づき適切に運用することとする。

カ. 監査等委員である取締役は、当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

キ. 反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断し、不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、「リスク管理規程」に従い、当社の業務執行に係るリスクに

関して、個々のリスクの領域毎に、社内取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長もしくは社長が指名する者を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。

イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

v 当社及び当社子会社（以下、「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めることとする。

イ. 当社は監査等委員会設置会社とし、当社子会社は原則、取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役又は使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。（以下、当社の監査等委員である取締役を「当社監査等委員」といい、当社の子会社の監査役を「子会社監査役」という。）

ウ. グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告することとする。

エ. グループ会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び当社監査等委員に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うこととする。

オ. 当社の内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査部門はその結果を適宜、当社監査等委員及び代表取締役へ報告することとする。

- vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア. 当社監査等委員の職務を補助する使用人について、取締役会は当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。
 - イ. 当社監査等委員を補助すべき使用人の評価、異動等については当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する。
- vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
 - ア. 当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けることとする。
 - イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告することとする。
 - ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応することとする。
 - エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行うこととする。
 - オ. 前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。
- viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査室がグループ会社を監査の対象とすることで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和遵守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した事業継続計画を策定しており、不測の事態に備えております。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しております。

また、各部門代表者から成る「情報セキュリティ委員会」を設置し、その運営状況について適宜取締役会に報告する体制を整備するなど、情報管理を徹底しております。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理部門がリ

スクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行っております。また、リスク管理部門担当取締役を委員長とする「グループリスク・コンプライアンス委員会」を開催し、専門家を交え、当社グループのリスク・コンプライアンスに係る重要事項の審議を行い、その内容を取締役会に報告しております。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、執行役員の選任を行っております。

v グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備・管理しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、当社監査等委員の求めに応じて当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当社監査等委員の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整え実行しております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えております。

vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制

ア. 当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。

イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告しております。

ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。

エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行っております。

オ. 前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、グループ社内通報規程及び就業規則等により禁止しております。

viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

(4) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

(注)本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年 4 月 1 日 残高	4,910	15,633	△601	△3,600	17,544
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△880		△880
親会社株主に帰属する当期純利益			3,522		3,522
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,641	△0	2,641
2025年 3 月31日 残高	4,910	15,633	3,242	△3,600	20,186

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年 4 月 1 日 残高	27	4,313	4,341	281	22,166
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△880
親会社株主に帰属する当期純利益					3,522
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	22	2,246	2,268	57	2,326
連結会計年度中の変動額合計	22	2,246	2,268	57	4,968
2025年 3 月31日 残高	49	6,560	6,609	338	27,134

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 26社
- ・連結子会社の名称

WATAMI USA GUAM、和民國際有限公司、和民（中國）有限公司

台灣和民餐飲股份有限公司、Watami Food Service Singapore Pte. Ltd.

Delis Watami Cambodia Co., Ltd.

Watami China Food & Beverage Co., Ltd.

和民餐飲（深圳）有限公司、和民餐飲管理(上海)有限公司

有限会社ワタミファーム、有限会社当麻グリーンライフ、ワタミエナジー株式会社

ワタミエコパワー株式会社、一般社団法人このうら市民風力発電

ワタミカミチク株式会社、ワタミファーム陸前高田株式会社

ワタミオーガニックランド株式会社、ワタミエージェント株式会社

ASIA RECRUIT STAFFING(A.R.S)Co.,Ltd.

LEADER FOOD PTE.LTD.、PREMIUM SEAFOOD SUPPLIES PTE.LTD.

LEADER FOOD INDUSTRIES PTE.LTD.

Watami US Corp、Watami US Nevada LLC

WATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT株式会社（2024年12月20日付で日本サブウェイ合同会社より商号変更、2025年4月3日付でWATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT合同会社から株式会社に組織変更）

WATAMI FAST CASUAL株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称

一般社団法人ソーシャルビジネスドリームパートナーズ

DREAM STREET BUSINESS TRAINING SCHOOL CO.,LTD.

- ・連結の範囲から除いた理由

一般社団法人ソーシャルビジネスドリームパートナーズ及びDREAM STREET BUSINESS TRAINING SCHOOL CO.,LTD.については、連結上の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 4社
- ・持分法適用会社の名称

GNS WATAMI FOOD AND BEVERAGE SERVICE CO., LTD.

株式会社ウイネット向浜、株式会社ウイネット西目

Kaicom Dream Street BD Co., Ltd.

② 持分法を適用していない会社の状況

・会社等の名称

非連結子会社 一般社団法人ソーシャルビジネスドリームパートナーズ

非連結子会社 DREAM STREET BUSINESS TRAINING SCHOOL CO.,LTD.

・持分法を適用しない理由

連結上の当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法を適用していません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、Watami US Corp、Watami US Nevada LLC、WATAMI FAST CASUAL株式会社は新たに設立したことにより、WATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT株式会社（2024年12月20日付で日本サブウェイ合同会社より商号変更、2025年4月3日付でWATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT合同会社から株式会社に組織変更）は合同会社持分取得により、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、和民國際有限公司、和民（中國）有限公司、台灣和民餐飲股份有限公司、Watami Food Service Singapore Pte.Ltd.、Delis Watami Cambodia Co., Ltd.、Watami China Food & Beverage Co., Ltd.、和民餐飲（深圳）有限公司、和民餐飲管理(上海)有限公司、ASIA RECRUIT STAFFING(A.R.S)Co.,Ltd.、LEADER FOOD PTE.LTD.、PREMIUM SEAFOOD SUPPLIES PTE.LTD.、LEADER FOOD INDUSTRIES PTE.LTD.、Watami US Corp、Watami US Nevada LLCの決算日は12月31日、WATAMI USA GUAMの決算日は2月28日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

持分法適用会社であるGNS WATAMI FOOD AND BEVERAGE SERVICE CO., LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該持分法適用会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として持分法を適用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。また、持分法適用会社であるKaicom Dream Street BD Co., Ltd.の決算日は6月30日、株式会社ウイネット向浜及び株式会社ウイネット西目の決算日は10月31日であり、連結決算日を基準として仮決算を行っております。その他の持分法適用会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、仕掛品のうち肥育牛は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年から38年

機械装置及び運搬具 4年から17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

顧客関連資産 10年から20年

ハ. 長期前払費用

均等償却を行っております。なお、主な償却期間は3年から5年であります。

ニ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に

準じた会計処理によっております。

また、一部の在外連結子会社は国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」を適用し、原則として全ての借手のリース取引を資産及び負債として計上しており、当該資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. 販売促進引当金

販売促進のための外食店舗に係る各種割引券及び株主優待券の利用による売上値引きに備えるため、利用実績に基づき翌連結会計年度以降利用見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業は居酒屋、焼肉等の飲食店を営む外食事業、並びに調理済み商品等を製造し宅配する宅食事業であります。

外食事業におきましては顧客に料理を提供した時点で、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また宅食事業におきましては、調理済み商品等を顧客へ引き渡すことで顧客が支配を獲得し履行義務が充足されるため、これをもって収益認識時点としております。

なお、これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。ただし、重要性が乏しいのれんについては、発生連結会計年度に一括償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 6,161百万円

無形固定資産 2,107百万円

減損損失 713百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、外食店舗、転貸物件、宅食営業所及び農場施設等の資産を各事業の管理区分単位ごとに保有しております。

このうち、外食店舗に関しては店舗単位でグルーピングを行っており、食品加工卸売事業等を展開する海外子会社に関連するのれんについては、のれんを含めたより大きな単位でグルーピングを行っております。各資産グループ毎に、将来キャッシュ・フローにより回収が見込めない固定資産について、減損損失を計上しております。

各資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる当社グループの事業計画等には、各事業の収益及び営業利益の予測について主に以下の重要な仮定が含まれております。

- ・外食店舗に関しては、店舗来店客数は、顧客需要の高まりを受け一定期間増加しその後一定水準に収斂する。
- ・食品加工卸売事業等に関しては、現地顧客ニーズに即した商品開発等により、販売数量が増加する。
- ・食材などの高騰により、原材料価格の高騰が見込まれるが、生産性の向上や客単価の増加等により、原価率を一定程度にコントロールする。

これらの見積りに含まれている仮定に見直しが必要となるような市場環境や経営環境等の重要な変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	売掛金及び契約資産	12百万円
	機械装置及び運搬具	51百万円
	計	63百万円
上記に対応する債務	短期借入金	13百万円
	計	13百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	21,001百万円
投資固定資産の減価償却累計額	11百万円

(3) 保証債務

リース会社に対するリース契約の債務保証 株式会社ライズビーチ、他90社	108百万円
--	--------

(4) 財務制限条項

当連結会計年度の借入金のうち、以下の契約には財務制限条項が付されております。いずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① シンジケーション方式タームローン契約

イ 各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2021年3月期末の金額以上に維持すること。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金	1,500百万円
長期借入金	750百万円
計	2,250百万円

② 金銭消費貸借契約

イ 連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2021年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金	105百万円
長期借入金	663百万円
計	768百万円

③ 金銭消費貸借契約

イ 各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月期末の金額の80%以上に維持すること。なお、当該純資産の部の金額には資本性劣後ローンを含むものとする。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金	580百万円
<u>長期借入金</u>	<u>920百万円</u>
計	1,500百万円

④ 金銭消費貸借契約

イ 各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2021年3月期末の金額以上に維持すること。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金	110百万円
<u>長期借入金</u>	<u>880百万円</u>
計	990百万円

⑤ 金銭消費貸借契約

イ 各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年3月期末の金額の70%以上に維持すること。なお、当該純資産の部の金額には資本性劣後ローンを含むものとする。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金	180百万円
<u>長期借入金</u>	<u>585百万円</u>
計	765百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

固定資産の減損

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（百万円）
国内外食店舗 （計53店舗）	建物及び構築物、 リース資産等	東京都渋谷区他	218
宅食営業所 （計13事業所）	建物及び構築物、 リース資産等	東京都墨田区他	74
海外外食店舗 （計7店舗）	建物及び構築物、 その他等	香港他	180
農業事業所 （計1ヶ所）	建物及び構築物、 その他等	北海道網走郡	239

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、外食店舗、転貸物件、宅食営業所及び農場施設を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。本社につきましては、全社資産としてグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別資産をグルーピングの単位としております。

当連結会計年度において、固定資産の減損の兆候を識別した資産グループについてその帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を零として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	42,684,880株
A種優先株式	120株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月23日 定時株主総会	普通株式	400	10.0	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年6月23日 定時株主総会	A種 優先 株式	480	4,000,000.0	2024年 3月31日	2024年 6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	400	10.0	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年6月29日 定時株主総会	A種 優先 株式	利益 剰余金	481	4,011,397.26	2025年 3月31日	2025年 6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、短期的でリスクの比較的低い金融商品に限定し、資金調達は、銀行借入によることを基本方針としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で利用し、投機目的では利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛債権の顧客の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は、一ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該株式については四半期毎に時価や発行体の財務状況を把握しております。

有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券であり、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

外食店舗並びに宅食営業所等における賃貸借取引に伴う差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は原則として翌月末日払いであります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、稟議申請をもって行い、実需の範囲で実行しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	1,000	1,000	0
(2) 差入保証金	4,683		
貸倒引当金	△2		
	4,681	4,566	△114
資産計	5,681	5,566	△114

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 短期借入金	6,560	6,829	268
(2) 長期借入金	21,000	20,091	△908
(3) リース債務	1,517	1,538	20
負債計	29,078	28,459	△619
デリバティブ取引	△26	△26	-

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
関 係 会 社 株 式 非 上 場 株 式	53
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式	8

これらについては、「資産 (1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	90	-	-	90
その他	-	533	-	533
デリバティブ取引 金利関連	-	12	-	12
資産計	90	545	-	636
デリバティブ取引 通貨関連	-	38	-	38
負債計	-	38	-	38

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	149	-	149
社債	-	226	-	226
差入保証金	-	4,566	-	4,566
資産計	-	4,942	-	4,942
短期借入金	-	6,829	-	6,829
長期借入金	-	20,091	-	20,091
リース債務	-	1,538	-	1,538
負債計	-	28,459	-	28,459

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

満期保有目的の債券の時価は、取引金融機関等より提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び通貨スワップの時価は、取引先金融機関等より提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積った支払予定時期ごとに分類し、元利金の合計額と決算日現在の国債利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	357円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円90銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	国内 外食	宅食	海外	環境	農業	計		
売上高								
日本	34,063	40,229	-	2,379	601	77,274	163	77,438
東南アジア	-	-	10,354	-	-	10,354	72	10,426
米国	328	-	519	-	-	848	-	848
顧客との契約から 生じる収益	34,392	40,229	10,873	2,379	601	88,477	236	88,713
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	34,392	40,229	10,873	2,379	601	88,477	236	88,713

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農業テーマパーク事業及び労働者派遣事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5)会計方針に関する事項

④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,747百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,354
契約資産（期首残高）	38
契約資産（期末残高）	41
契約負債（期首残高）	124
契約負債（期末残高）	254

契約資産は顧客との電力需給契約について期末日時点で電力供給が完了しておりますが、未請求の電力供給に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力需給契約に関する対価は、顧客との契約内容に従い、毎月請求し、一か月以内に受領しております。

契約負債は主に商品を引き渡した時点に収益を認識する顧客との商品売買契約について、週単位での注文に基づき顧客から受け取った一週間分の前受金に関するもの、並びにフランチャイズ契約締結時にオーナーから前受けする加盟金等に係る繰延収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは105百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

	当連結会計年度
1年以内	20百万円
1年超2年以内	19
2年超3年以内	16
3年超4年以内	15
4年超5年以内	5
5年超	7
合計	84

11. その他の注記

企業結合等に関する注記

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年2月6日（みなし取得日 2023年12月31日）に行われたLEADER FOOD PTE.LTD.、PREMIUM SEAFOOD SUPPLIES PTE.LTD.及びLEADER FOOD INDUSTRIES PTE.LTD.の3社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。この結果、前連結会計年度末の暫定的に算定されたのれんの金額718百万円は、会計処理の確定により371百万円減少し、346百万円となっております。また、無形固定資産その他は448百万円増加し、固定負債その他は76百万円増加しております。なお、のれんの償却期間は6年、のれん以外に配分された無形固定資産の償却期間は10年であります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,537	流 動 負 債	17,736
現 金 及 び 預 金	24,448	買 掛 金	2,706
売 掛 金	3,480	短 期 借 入 金	1,794
有 価 証 券	375	1年内返済予定の長期借入金	6,524
商 品 及 び 製 品	560	リ ー ス 債 務	241
仕 掛 品	598	未 払 金	2,210
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	162	未 払 法 人 税 等	527
前 払 費 用	584	前 受 金	160
短 期 貸 付 金	230	未 払 費 用	1,652
立 替 金	326	預 り 金	509
未 収 入 金	681	前 受 収 益	157
そ の 他	1,129	賞 与 引 当 金	551
貸 倒 引 当 金	△41	役 員 賞 与 引 当 金	20
固 定 資 産	31,124	販 売 促 進 引 当 金	9
有 形 固 定 資 産	4,067	そ の 他	670
建 物	2,220	固 定 負 債	23,711
構 築 物	39	長 期 借 入 金	20,981
機 械 及 び 装 置	684	リ ー ス 債 務	138
車 両 運 搬 具	0	資 産 除 去 債 務	1,365
器 具 及 び 備 品	390	預 り 保 証 金	925
土 地	274	そ の 他	299
リ ー ス 資 産	204		
建 設 仮 勘 定	252	負 債 合 計	41,447
無 形 固 定 資 産	719	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	7	株 主 資 本	22,165
ソ フ ト ウ ェ ア	585	資 本 金	4,910
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	62	資 本 剰 余 金	16,188
電 話 加 入 権	64	資 本 準 備 金	5,502
投 資 そ の 他 の 資 産	26,337	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,685
投 資 有 価 証 券	625	利 益 剰 余 金	4,667
関 係 会 社 株 式	20,030	利 益 準 備 金	107
関 係 会 社 出 資 金	101	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,559
長 期 貸 付 金	3,013	別 途 積 立 金	9,600
破 産 更 生 債 権 等	154	繰 越 利 益 剰 余 金	△5,040
長 期 前 払 費 用	39	自 己 株 式	△3,600
繰 延 税 金 資 産	742	評 価 ・ 換 算 差 額 等	49
差 入 保 証 金	3,467	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49
保 険 積 立 金	266	純 資 産 合 計	22,214
投 資 固 定 資 産	1		
そ の 他	19	負 債 純 資 産 合 計	63,662
貸 倒 引 当 金	△2,124		
資 産 合 計	63,662		

損 益 計 算 書

(2024年 4 月1日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		73,930
売 上 原 価		30,348
売 上 総 利 益		43,581
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		39,051
営 業 利 益		4,529
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	319	
有 価 証 券 利 息	139	
設 備 賃 貸 収 入	134	
助 成 金 収 入	6	
違 約 金 収 入	157	
雑 収 入	63	822
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	347	
設 備 賃 貸 費 用	105	
為 替 差 損	86	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	468	
雑 損 失	225	1,234
経 常 利 益		4,117
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	24	
減 損 損 失	238	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29	292
税 引 前 当 期 純 利 益		3,825
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	802	
法 人 税 等 調 整 額	△67	735
当 期 純 利 益		3,089

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別 途 積立金	繰越利益剰余金			
2024年4月1日 残高	4,910	5,502	10,685	16,188	107	9,600	△7,249	2,457	△3,600	19,956
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△880	△880		△880
当 期 純 利 益							3,089	3,089		3,089
自己株式の取得									△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,209	2,209	△0	2,209
2025年3月31日 残高	4,910	5,502	10,685	16,188	107	9,600	△5,040	4,667	△3,600	22,165

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年 4 月 1 日 残高	27	27	19,983
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△880
当 期 純 利 益			3,089
自 己 株 式 の 取 得			△0
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額（純額）	22	22	22
事業年度中の変動額合計	22	22	2,231
2025年 3 月31日 残高	49	49	22,214

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

原則として時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～38年
構築物	10年～30年
機械及び装置	7年～17年
器具及び備品	5年～18年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ 長期前払費用

均等償却を行っております。なお、主な償却期間は3年～5年であります。

④ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 販売促進引当金

販売促進のための外食店舗に係る各種割引券及び株主優待券の利用による売上値引きに備えるため、利用実績に基づき翌事業年度以降の利用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は居酒屋、焼肉等の飲食店を営む外食事業、並びに調理済み商品等を製造し宅配する宅食事業であります。

外食事業におきましては顧客に料理を提供した時点で、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当時点で収益を認識しております。また宅食事業におきましては、調理済み商品等を顧客へ引き渡すことで顧客が支配を獲得し履行義務が充足されるため、これをもって収益認識時点としております。

なお、これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,067百万円

無形固定資産 719百万円

減損損失 238百万円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,691百万円 |
| 投資固定資産の減価償却累計額 | 11百万円 |

- (2) 保証債務

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ①金融機関に対する支払承諾契約に基づく債務保証 | 149百万円 |
| WATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT株式会社 | |

- | | |
|---------------------------|--------|
| ②賃貸人に対する不動産賃貸借契約上の賃借人債務保証 | 130百万円 |
| WATAMI FAST CASUAL株式会社 | |

計	280百万円
---	--------

- | | |
|--------------------|----------|
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権 | 452百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,919百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,172百万円 |

- (4) 財務制限条項

当事業年度の借入金のうち、以下の契約には財務制限条項が付されております。いずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① シンジケーション方式タームローン契約

イ 各事業年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2021年3月期末の金額以上に維持すること。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	1,500百万円
---------------	----------

長期借入金	750百万円
-------	--------

計	2,250百万円
---	----------

② 金銭消費貸借契約

イ 連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2021年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	105百万円
<u>長期借入金</u>	<u>663百万円</u>
計	768百万円

③ 金銭消費貸借契約

イ 各事業年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月期末の金額の80%以上に維持すること。なお、当該純資産の部の金額には資本性劣後ローンを含むものとする。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	580百万円
<u>長期借入金</u>	<u>920百万円</u>
計	1,500百万円

④ 金銭消費貸借契約

イ 各事業年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2021年3月期末の金額以上に維持すること。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	110百万円
<u>長期借入金</u>	<u>880百万円</u>
計	990百万円

⑤ 金銭消費貸借契約

イ 各事業年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年3月期末の金額の70%以上に維持すること。なお、当該純資産の部の金額には資本性劣後ローンを含むものとする。

ロ 連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

上記の財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	180百万円
長期借入金	585百万円
計	765百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	20百万円
売上原価	377百万円
販売費及び一般管理費	1,111百万円
営業取引以外の取引高	38百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

普通株式	2,618,843株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税及び事業所税否認	74百万円
販売促進引当金	2百万円
前受収益	185百万円
未払賞与否認	171百万円
未払費用否認	63百万円
貸倒引当金繰入超過額	1,022百万円
減価償却超過額及び減損損失否認	1,349百万円
ゴルフ会員権評価損否認	6百万円
関係会社株式評価損否認	1,834百万円
税務上の繰越欠損金	3,753百万円
繰延資産償却超過額	4百万円
資産除去債務	452百万円
その他	161百万円
繰延税金資産小計	9,082百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,387百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,901百万円
評価性引当額小計	△8,289百万円
繰延税金資産合計	792百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△21百万円
その他有価証券評価差額金	△22百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△49百万円
繰延税金資産の純額	742百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用設備及び不動産の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員が理 事を務め る公益財 団法人	公益財団 法人 School Aid Japan	-	学校建設 支援事業	-	-	-	出向者給与 の立替 (注) 1	12	立替金	3
							寄附金	23	未払金	0
役員が理 事を務め る公益財 団法人	公益財団 法人Save Earth Foundation	-	資源循環事業、 森林再生事業	-	-	-	出向者給与 の立替 (注) 1	11	立替金	0
役員が議 決権の過 半数を実 質的に所 有してい る会社	(株) アレテー	1	損害保険代理業	-	-	当社損害 保険につ いての取 引	損害保険代理 店との取引 (注) 2	244	-	-

- (注) 1. 出向者に関わる人件費は、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。
 2. (株)アレテーとの取引で発生する支払保険料は、第三者との同等条件により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子 会 社	ワ タ ミ エナジー(株)	194	再生可能エネ ルギーの管理、販 売	所有直接 100	兼任 1名	経営管理 資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	410	長 期 貸付金	410
子 会 社	(有)ワ タ ミ ファーム	3	農産物の生産・ 販売及び農産加 工品の製造・販 売	所有直接 38.3	兼任 1名	経営管理 資金の貸付	CMSの運用 (注) 1、2	1,558	長 期 貸付金 (注) 3	1,642
子 会 社	和 民 國 際 有 限 公 司	13,364	海外現地法人の 経営管理	所有直接 100	兼任 3名	経営管理 資金の借入	資金の借入 (注) 2	1,794	短 期 借入金	1,794

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 1. 当社グループの残余資金の効率的な運用を行うためにキャッシュマネジメントシステム(CMS)を導入し、連結子会社と金銭の消費貸借契約を締結し、当該残高を長期貸付金としております。取引金額については、2024年4月から2025年3月における平均残高を記載しております。
 2. 当該資金借入及び貸付については、利率は市場金利を勘案して、合理的に決定しております。
 3. 上記貸付金に対し、当事業年度において貸倒引当金1,420百万円を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 242円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 65円10銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ワタミ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	山 野 辺	純 一
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	鈴 木	寛
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタミ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上